

飯塚病院 公的研究の不正取引に係る業者に対する処分方針

令和3(西暦 2021)年4月 23 日

株式会社麻生 飯塚病院

院長

(目的)

第1条 本方針は、当院における公的研究費に関する不正防止計画に基づき、不正取引に関与した取引業者に対しての措置を講じる必要が生じた場合の手続きについて定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本方針は、公的研究費によって行われる研究における取引業者に対して適用する。

(用語の定義)

第3条 本方針において**取引業者**とは、物品や製品を購入する際に代金を支払う相手となる製造業者または物品や製品を納品してくれる代理店等をいう。

- 2 本方針において**不正取引**とは、正規の購入方法から逸脱した手順や方法で行われる取引全てをいう。
- 3 本方針において**取引停止**とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。
- 4 本方針において**公的研究費**とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又は厚生労働省若しくはAMED(日本医療研究開発機構)等から配分される、原資が税金で公募型の競争的研究費をいう。

(誓約書)

第4条 公的研究費で購入する物品や製品を納品する取引業者から、別途、誓約書を提出するものとする。

(取引停止)

第5条 次の各号の何れかに該当する行為があったと認められる場合は、資材課長は、取引業者に対し、取引停止の措置を講じるものとする。

- (1) 入札で不正を認めたとき
 - (2) 見積りの依頼に対し、過小または過大な金額を回答したとき
 - (3) 契約の履行に際し、品質、数量や納期など虚偽の記載を認めたとき
 - (4) 必要な調査を行うにあたり、虚偽の申告・報告をしたとき
 - (5) その他、当院に不利益を及ぼすと思われる行為があったとき
- 2 取引停止とした場合、資材課長はその旨を最高管理責任者に報告する。
 - 3 取引停止の期間については、内容や情状に応じて資材課長が決定する。

(取引停止に係る特例)

第6条 前条の取引停止に相当する事案であっても、下記の何れかに該当する場合は、当該事案が終了するまでに限り取引業者とすることができる。

- (1) 代わりとなる業者が該当しない場合
- (2) 特別な技術を必要とする物品や製品を購入する場合
- (3) 取引停止とすることにより、明らかに当院や研究者が不利益を被ると考えられる場合

(取引停止措置の通知)

第7条 最高管理責任者は、取引停止の報告の旨を資材課長から受けた場合、文書にて、当該業者に遅滞なくその旨(取引停止、取引停止の理由、取引停止の期間)を通知するものとする。

附則

本方針は、令和3(西暦2021)年4月23日から実施する。